

平成24年玉村町議会第2回定例会会議録第3号

平成24年6月15日(金曜日)

議事日程 第3号

平成24年6月15日(金曜日)午後2時30分開議

- 日程第1 議案第32号 玉村町暴力団排除条例の制定について
 - 日程第2 陳情の審査報告
 - 日程第3 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第4 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 玉村町暴力団排除条例の制定について
- 日程第2 陳情の審査報告
- 日程第3 開会中における所管事務調査報告
- 日程第4 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第1 議案第37号 工事請負契約の締結について(雨水滝3号幹線設置工事(第24-1工区))
- 追加日程第2 同意第2号 玉村町公平委員会委員の選任について

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副町長	横堀 憲司 君
教育長	新井 道憲 君	総務課長	重田 正典 君
経営企画課長	金田 邦夫 君	税務課長	月田 昌秀 君
健康福祉課長	小林 訓 君	子ども育成課長	佐藤 千尋 君
住民課長	井野 成美 君	生活環境安全課長	高橋 雅之 君
経済産業課長	筑井 俊光 君	都市建設課長	高井 弘仁 君
上下水道課長	原 幸弘 君	会計管理者兼会計課長	松浦 好一 君
学校教育課長	大島 俊秀 君	生涯学習課長	川端 秀信 君

事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋 則夫	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（浅見武志君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました 2 議案が提出されました。本日前午 11 時より議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案 2 件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 議案第 32 号 玉村町暴力団排除条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第 1、議案第 32 号 玉村町暴力団排除条例の制定について議題といたします。

この議案につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇総務常任委員長（柳沢浩一君） ご苦労さまです。ただいまから総務常任委員会に付託されました議案第 32 号 玉村町暴力団排除条例の制定について審査をいたしました結果について報告をいたします。

6 月 7 日の本会議において町長から提案説明があった議案第 32 号について、生活環境安全課より説明を求めました。

まず、最初の補足の説明ですが、群馬県では平成 23 年 4 月 1 日に県民の安全で安心な生活の確保を図るため、暴力団排除に関する基本理念を定めた群馬県暴力団排除条例が施行された。しかしながら、地域社会から暴力団を排除するためには、市町村においても暴力団排除に関する条例を制定し、市町村と県が一体となり取り組みを行っていく必要がある。

そこで、玉村町においても暴力団排除に関する施策を推進し、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目的として、その基本理念を定め、町及び町民の責務等を明らかにするとともに、暴力

団排除の推進に必要な事項を定めるために、本案のとおり玉村町暴力団排除条例を制定するものであると。

こういうことになっておりますが、まだ随分長文が続きますので、あとはごらんをいただいて、これは県では23年4月1日に既にこの条例については制定をされているそうです。私の考え方というか、後ほど各委員の質疑についても若干紹介をしますけれども、県と地域のこうした市町村が暴力団を排除するという、そういう基本的な姿勢、考え方、理念というものを共有していくというところに意義があるのかなというふうに私は思っております。

近年、巧妙に、そして経済事案等に、例えば一説では生活保護等の取得に関しても暴力団の介在がかいま見える事案もあるそうですから、そうしたことを排除する目的だということだと理解をすることであります。

それでは、次のページ2、3と質疑がありますが、皆さんもごらんいただきながら、何点か抜粋をしてお紹介をしたいと。例えば、玉村町の花火大会が行われます。八幡様でもいろんな祭りがありません。そのときには、露天商が屋台を出して商売をやります。こうした中に、暴力団員であったり、あるいは準ずるそうした人たちが入っていた場合にはどのように対応するのかというふうな質問もありました。しかしながら、実態的、実効的に町がそこに関与、介在をして対応は難しいのではないかなというふうな生活環境安全課の課長の答弁だったと思います。

それから、一般の中に、私はやくざ、暴力団員ですと名札をつけている人はいませんから、申請をして許可されたのは露天商であるけれども、その手伝いをしていた中に暴力団員がいた場合にはどんな対応をするかというふうな質問もありました。これは、課長の答弁では、警察に照会をして、警察と調査をすると。そこまでの段階だろうと、こう思います。

それから、大変厳しいご意見もありまして、この条例は非常に格好がいい。しかし、役に立たないと思うと。以下長文ですので略しますけれども、ごらんをいただければと思いますが、確かに私もそう思います。役に立たないというよりも、精神を共有すると、考え方を共有することが大事だということなので、私はこの条例ができたからといって、すぐ暴力団に町が体を張って対応する、そういうことはできないと、こう思っております。

そして、さらにこうした条例を制定するからには、町や警察には町民の生命や財産を守る責任があると思うがどうか、その覚悟はあるのかという質問もありました。町に責任があることは条例にも明記をされていますので、慎重に最大限対応するというふうな答弁もいただきました。

私は、最後になりますけれども、私の意見も出させていただきましたが、この条例がこういった案件に対してすべて解決をしてくれたり、この条例の施行で個別の暴力的な事案に対して、町がすべての町民を守れるような状況ではない、こう思っているところであります。しかしながら、この条例の意義を酌んでいただいて、そうした少なくとも町の事業や町の施設等に暴力団が入り込まないような、さらなる努力を当局をお願いをしたいと思います。

以上の審査の経過ですけれども、本議案は採決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。
以上、報告を終わります。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。
これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。
以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。
次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。
次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。
よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

○日程第2 陳情の審査報告

◇議長（浅見武志君） 日程第2、陳情の審査報告についてを議題といたします。

陳情受理番号1、地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情について議題といたします。

この陳情につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇総務常任委員長（柳沢浩一君） たびたびの登壇で恐縮であります。それでは、総務常任委員会に付託をされました受理番号1、地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情についての審査報告を行います。

この陳情書は、群馬県内にある国土交通省地方整備局と事務所・出張所で実施してきた事業や役割を引き続き継続して実施し、国の出先機関として存続させることを求める、そういう意見書を政府及

び関係機関に対して提出することを玉村町議会に求めるものであります。

陳情趣旨、若干申し上げます。近年、日本列島では、阪神大震災や東日本大震災、内陸の活断層の地震が相次ぎ、かけがえのない国民の生命と財産が奪われ、道路を初め各種ライフラインも甚大な被害を受け、被災地の復興に大きな障害となっています。

さらに被害は地震だけにとどまらず、頻繁に発生する大型台風を初め、局地的集中豪雨の多発などにより河川や内水の氾濫、土砂災害が発生し、国民の安全・安心が大きな脅威にさらされています。ですから、地方整備局が必要ですからと、こういう陳情であります。また大分続きますが、ごらんをいただいて、先ほど同様若干の各委員の意見について触れたいと思います。

確かにこの地方整備局が果たしてきた役割は小さくはないと思います。群馬県をちょっと調べたら、整備局、それから出先機関も含めて18の事務所があるわけです。これらがかつては国道や利根川、烏川、ダム、そうした施設等を管理監督、そして災害があれば整備をしてきた。そういう意味での整備局の役割は大変重要で、その役割を果たしてきたというご意見もありました。

また、例えば烏川、利根川、この2つについて言えば、玉村町はこの2つの大きな河川を抱えておるわけですから、3つの整備局がこれどうも担当というか、見ているらしいのです。烏川と利根川はもちろん別ですし、しかしながら地域、地元の方に、いろんな問題が細かい点でいうとあるのですが、この整備局同士の連携が悪いと、こういうご意見もありました。したがって、本陳情に対する採択は難しいと、こういうご意見もありました。

さらに、この問題は小泉総理以来の懸案である行財政改革、あるいはまた今1,000兆円とも言われている国の借金でありますけれども、この財政再建、そして地方分権、地方でできることは地方で、こういう観点を含んでいるというご意見もあり、これはそういう意味から地方に権限を移譲するのが適当であるから、この案件には反対だというご意見もありました。

さらに、効率よく実施をする時期に来ているから、そろそろ再編のときではないかと、こういう意見もありました。

私は、今回のこの資料だけではなかなか判断しがたい部分がありますので、またこの陳情は過去何度か出されているようですが、もう少し私は当事者の話等も聞いた上で判断をしたい、こう思っているところでありますが、本陳情は以上の審査の結果、不採択ということになりました。

以上、報告を終わります。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

委員長の審査報告は不採択とするものです。委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。



○日程第3 開会中における所管事務調査報告

◇議長（浅見武志君） 日程第3、各委員長から、開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第4 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（浅見武志君） 日程第4、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



○追加日程第1 議案第37号 工事請負契約の締結について

（雨水滝3号幹線設置工事（第24 1工区））

◇議長（浅見武志君） 追加日程第1、議案第37号 工事請負契約の締結について（雨水滝3号幹線設置工事（第24—1工区））を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第37号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

雨水滝3号幹線設置工事（第24-1工区）につきましては、条件つき一般競争入札を行ったところ、6業者の参加申し込みがあり、5月28日に入札執行をいたしました結果、玉村町大字福島45番地の2、田中建設株式会社玉村支店、取締役玉村支店長小林多恵夫が、消費税込み5,512万5,000円で落札をいたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、大雨による道路冠水や住宅への浸水被害を解消するため、雨水対策事業として幹線水路の整備を行うものでございます。工事延長は約80メートル、水路断面は幅3.5メートル、高さ1.5メートルのボックスカルバートを下新田地内の都市計画道路斉田・上之手線内に設置するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。



○追加日程第2 同意第2号 玉村町公平委員会委員の選任について

◇議長（浅見武志君） 次に、追加日程第2、同意第2号 玉村町公平委員会委員の選任について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 同意第2号 玉村町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

本案につきましては、齋藤正彦氏が本日をもって任期満了となりますので、再任をお願いしたくご提案をさせていただくものでございます。

齋藤氏の人柄は公平かつ高潔で、平成17年3月から7年余り公平委員を務めていただいております、区長、保護司の経験を生かし、今後も公平な審査を行っていただけるものと思います。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



○字句等整理委任について

◇議長（浅見武志君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



○町長あいさつ

◇議長（浅見武志君） 閉会に当たり町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 平成24年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たり、お礼を述べさせていただきます。

本定例会は、6月7日に開会され、本日までの9日間、議員の皆様には追加議案を含む17議案について慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。提案しましたすべての案件について、原案どおりご議決、ご承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、一般質問では11人の議員さんから町政各般についてのご質問がございました。この中で、ご指摘、ご提言をいただきましたことにつきましては十分尊重し、今後の行政執行に反映できますよう努力してまいりたいと思っております。

さて、三笠宮家の長男で、天皇陛下のいここに当たる寛仁親王殿下が今月6日ご逝去されました。障害者福祉などに心血を注がれる一方、気さくなお人柄で国民からは「ひげの殿下」と親しまれた。昨日、一般のご葬儀に当たる斂葬の儀が行われましたが、寛仁親王殿下は平成8年に本県で開催されたスポレク群馬'96を初め、幾度となくご来県をいただき、群馬県民にとってとても親しみ深い方であらせられました。謹んで哀悼の意を表するものであります。

最後になりましたが、梅雨の季節となり、天候不順なうっとうしい日々が続き、体調を崩しやすい時期でございます。議員の皆様方には健康には十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



○議長あいさつ

◇議長（浅見武志君） 平成24年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、6月7日に開会し、本日までの9日間にわたり、11人の議員による一般質問が行われ、補正予算、条例の制定等議員各位の熱心な審議により全議事を議了し、無事閉会の運びとなりました。執行におかれましては、本会議等において議員各位からの意見を十分に考慮していただき、今

後の行政運営に十分反映されますよう強く求めるものであります。

議員各位におかれましては、何かと多忙のことと存じますが、健康には十分留意され、ますます活躍されますことをお祈りいたしまして、閉会のあいさつといたします。

_____ ◇ _____

○閉 会

◇議長(浅見武志君) これをもちまして、平成24年玉村町議会第2回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時55分閉会